

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	引き続き、全教職員に対して啓発活動を行う。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	令和4年度は計11回の委員会を開催した。 令和5年度は3回(2024年1月末時点)の委員会を開催した。	会議の定例化について検討する。	令和6年4月予定
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R5.2に実施した。 R6.2に高専機構のコンテンツを活用しオンラインで実施予定。	教職員の意識向上のため今後も研修を継続する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	引き続き学生に周知、啓発を行う。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	ホームページに掲載している。	全教職員への理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備	令和6年4月予定
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生面談や学生アンケートから気になる状況は学生相談室で把握し、いじめ対策委員会へ報告している。	教職員が学生の気になる様子を把握した場合の報告について、定期的に全教職員へ周知する。	令和6年4月予定
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	全教職員への理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備	令和6年4月予定
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	いじめ対策委員会と事案対処チームが連携して対応する体制としている。	いじめ対策委員会と事案対処チームが中心となり関係教職員と情報を共有している。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	いじめ対策委員会で検証する。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	令和6年度中
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	令和6年度は2024年1月末時点で3回の学生アンケートを実施した。	アンケートの設問は、学生相談室で都度見直しを行っている。アンケートの回数は計画通り実施できるよう対応を検討する。	令和6年4月予定
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	いじめ対策委員会の委員に位置づけている。 また、学生相談室を中心に教職員との情報共有を行っている。	引き続き情報共有に努める。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生主事室から全学生へのオリエンテーションを実施。また、ネットモラル、性教育等について外部講師による講演を行った。	引き続き学生への研修を実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	オリエンテーション、合同HR等で学生主事から学生に説明している。また、ネットモラル、性教育等について外部講師による講演を行った。	引き続き学生に周知、啓発を行う。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	各クラスから選出されたピアサポーターを組織し、令和5年度は5回の交流会を開催した。	引き続き活動を進める。	—
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載している。	引き続きHPで周知する。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	「いじめ防止等基本計画」に基づき対応している。	事案に応じて、「いじめ防止等基本計画」に基づき対応する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部の有識者で構成される顧問会議において、本校のいじめ防止等基本計画について説明している。	引き続き顧問会議との協力体制を継続する。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」に関する協定書を締結して、警察と連携する体制を整備している。	引き続き警察等との連携体制を維持する。	—